

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	課徴金制度改正を受けた課徴金の現行損金不算入規定の維持				
税 目	法人税、所得税				
要 望 の 内 容	<p>金融商品取引法の改正^(注)により、虚偽開示書類の提出に加担する行為を課徴金の対象に追加し、また、金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引について課徴金の範囲を拡大する。</p> <p>上記改正により新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為に係る課徴金についても、現行と同様に、損金・必要経費に算入しない取扱いを維持する措置を要望するものである。</p> <p>(注)今通常国会に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を提出、本年 9 月 6 日成立。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1490 938"> <tr> <td data-bbox="874 846 1222 938">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1222 846 1490 938">— 百万円 (— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>適切な不公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今般の金融商品取引法の改正により、同法において新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている「課徴金及び延滞金」と同様に取り扱うことにより、金融商品取引法上の「課徴金及び延滞金」の税法上の取扱いを統一することで、適切な不公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止するための制度整備を図る必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
		政策の達成目標	(政策目的と同じ。)
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策目的と同じ。)
	政策目標の達成状況	金融商品取引法上の「課徴金」の範囲の見直しに伴う技術的要望であるため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	以下の者に対し適用される見込みである。 ・ 虚偽書類の提出に加担した者 ・ 他人の計算で不公正取引を行った金融商品取引業者等以外の者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たに課徴金制度の適用対象となる者・行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている行為との税法上の取扱いを統一することで、適切な不公正取引規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止するための制度整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
		要望の措置の妥当性	関連せず。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>関連せず。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>関連せず。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>関連せず。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>関連せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし。</p>	